

(様式 1-3)

福島県(南相馬市) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和2年11月時点

NO.	183	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業) 前向地区(基金型)	事業番号	(5)-40-86
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)		
総交付対象事業費	(35,000) 256,000(千円)	全体事業費		864,000(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が行われてきたが、原子力災害の影響により受益地が避難指示区域に指定され、営農再開が困難な状況となっている。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、排水機場等を改修することで営農再開及び住民の早期帰還を促進し、加えて農村地域の防災力向上を図り再生加速化を推進する。</p>					
事業概要					
<p>本地区の受益地は地域営農者により作付が再開されたが、震災に伴う著しい地盤沈下の影響により本地区の排水量が増加し、既存施設での許容湛水時間内(24時間以内)の排水が極めて困難な状況となっている。また、本地区は排水流域の末端に位置することから、豪雨の際には上流地域からの排水が最下流の前向機場周辺の低平地域に流れ込み、湛水被害が発生している。さらに、復興を進めるべく本地区低位部には平成26年度に藻類バイオマス生産技術の研究施設が新たに整備されていることなどから、早急に排水改良を行う必要がある。</p> <p>このため、本事業にて県営経営体育成基盤整備事業高平地区(H6~H16)で造成された「前向排水機場」及び自然排水を行っている「須賀内排水樋門」の改良工事を行うものである。</p> <p>【事業名及び地区名】 農地防災事業(ため池等整備事業(用排水施設整備工事)) 前向地区 (福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)交付要綱(農林水産省)別添1-6、取扱い別紙1Ⅱ(V)-7)</p> <p>第33回申請については、排水機場改修工、設計業務を実施する。</p> <p>【事業要件】 築造後の自然的・社会的状況の変化:東日本大震災以降地盤沈下の影響により、許容湛水時間(24時間)内での排水が困難な状況となっていること、また地区内には藻類バイオマス生産技術研究施設や植物工場が新たに建てられている。</p> <p>受益面積要件:293ha(≥20.0ha) 事業費要件:864,000千円(≥8,000千円)</p> <p>【南相馬市復興計画】 主要施策3(経済復興)-基本施策3-1(産業の再生)-主な方策(農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p> <p>【福島県復興計画】 6 農林水産業再生プロジェクト-2 農業の再生-④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備</p>					
当面の事業概要					
<令和2年度> 設計・測量・調査業務					
<令和3~6年度> 設計業務、用地買収・補償、排水機場改修工					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>本地域は緊急時避難準備区域であったことから、一時は作付けができない状況であったが農家からの強い営農再開の要望があり、一部地域で作付けが再開されたが農地等の湛水被害が著しく、地域での営農再開が進まない状況であることから、本交付金を活用した復興・再生が必要である。</p>					

関連する事業の概要

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	